

倉敷市告示第572号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定による土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の期間及び場所を告示する件（令和6年倉敷市告示第104号）において別途告示で定めることとされている期日のうち、下記に掲げる地域に住所を有し、又は所在する納税者に係るものについては、令和7年10月31日とする。

令和7年9月30日

倉敷市長 伊 東 香 織



記

都道府県名	地 域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡六水町 鳳珠郡能登町